平成２４年（フ）第６２３２号
大阪府寝屋川市太秦中町35番３号
債務者　藤田千代美
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２４５号
大阪府豊中市中桜塚２丁目６番18号
債務者　東本　勝彦
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２４７号
大阪市西淀川区出来島１丁目10番15号　出来島マンション302号室
債務者　芝山　政則
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２５２号
大阪府守口市金田町１丁目56番２号
債務者　井本　雄二
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９３３号
神戸市兵庫区石井町８丁目１番17号　センコーⅡビル303号、従前の住所兵庫県明石市大久保町大窪323番地の１
債務者　持留　孝生
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０１１号
神戸市長田区五番町７丁目１番地の８
債務者　山本　結基
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２０８号
名古屋市名東区香流１丁目1113番地　フラット香流405号
債務者　彌園　啓介
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５２号
鹿児島県垂水市牛根境1079番地１　市住第２牛根境201、前住所鹿児島県阿久根市大川2402番地
債務者　江島　愛美（旧姓柏木）
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１５７号
鹿児島県垂水市市木12番地２　市住元垂水１―102、前住所鹿児島県垂水市浜平1589番地
債務者　西原　真紀（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第４４２号
大分市大字光吉1072番地の３
債務者　大庭麻美子
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５２号
沖縄県国頭郡恩納村字山田2857番地　村吉アパート201
債務者　松友　健一
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第５３号
沖縄県名護市字我部168番地　我部市営住宅301号
債務者　花城明日香（旧姓仲嶺・上間）
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第５４号
沖縄県島尻郡伊是名村字伊是名918番地11―１号
債務者　東江　未幸
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第３１８号
青森市中央１丁目31番18号　白洋荘２号
債務者　最上　惠子
1　決定年月日時　平成24年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９４号
東京都町田市鶴間661番地１　ガーデンセシア参番館514、前住所山口県周南市宮の前２丁目８番15号
債務者　井上　隆美
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第９５号
東京都町田市鶴間661番地１　ガーデンセシア参番館514、前住所山口県周南市宮の前２丁目８番15号
債務者　井上　満子
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
山口地方裁判所周南支部